

## IOSCOによる市中協議文書

### 「暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る重要な考慮事項」の公表

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、暗号資産交換業者 (Crypto-asset Trading Platform (CTP)) に関する論点を説明し、規制当局がこれらの論点に対処することを支援するための重要な考慮事項を記載した市中協議文書について、コメントを求めている。

暗号資産の動向は、世界中の規制当局にとって重要な関心分野である。このため、IOSCO は、暗号資産交換業者に関してIOSCOが特定したリスクと論点を示した「[暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る重要な考慮事項](#)」と題する市中協議文書を本日公表した。市中協議文書は、規制当局の規制の枠組みの中でCTPの評価を行う規制当局を支援することを目的とした重要な考慮事項を示している。主なトピックは次の通り：

- ・ CTPへの利用者アクセス
- ・ 顧客資産の保護
- ・ 利益相反
- ・ CTPの運営
- ・ 市場の公正性
- ・ 価格発見
- ・ テクノロジー

CTPの規制に関する論点の多くは、伝統的な証券取引所と共通ではあるが、CTPの運営方法によっては、問題が増幅される可能性がある。規制当局が、暗号資産が証券に該当し、当該当局の所掌内にあると判断した場合、証券規制の基本原則や目的を適用する必要がある。したがって、市中協議文書は、特定された論点とリスクを考慮する規制当局にとって、IOSCO原則とメソドロジーが有用な指針であることを示している。

IOSCOは、市中協議文書で特定された論点、リスク、及び重要な考慮事項が、今後とも重要かつ適切であることを確保するために、暗号資産市場の発展の監視を続ける。このアプローチは、国際基準設定主体に「それぞれの義務に従って、暗号資産とそのリスクの監視を継続し、必要に応じて多国間の対応を評価すること」を求めたG20の2018年のコミュニケに沿ったものである。

IOSCOは、市中協議文書を作成する際に、CTPに関してIOSCO加盟国で現在適用されているか、あるいは検討中の規制アプローチについて、サーベイを実施している。市中協議文書には、サーベイの結果の要約が含まれている。

IOSCOは、市中協議文書に対するコメントを2019年7月29日（月）まで募集している。